

## 相続手続きのご案内

### 1. はじめに

このたびは誠にご愁傷さまです。謹んでお悔やみ申し上げます。

コザ信用金庫とお取引いただいているご預金等の相続手続きについてご案内いたします。

また、融資取引・投資信託・国債等の取引がある場合は、この手続きのほか別途手続きが必要となりますので窓口へお申し出ください。

### 2. 相続手続の流れ

(1) 相続手続きのためのご来店、必要書類のご案内、「相続届」の発行

(2) 相続人間で協議後、「相続届」へ署名(自署)・押印(実印)、各種必要書類の準備

(3) ご来店、相続手続き(名義変更・振込・振替)

※原則、書類一式を預り、後日の事務手続きとなります。

### 3. 相続手続きが完了するまでのお取引について

相続手続が完了するまで、ご預金等のお引出、ご入金については、お取扱いできなくなります。また、下記のお取引につきましては、次のように取扱わせていただきます。

詳しくは窓口へお問い合わせください。

お取引内容	お取扱い方法
口座振替(自振)	原則、口座振替が停止となります。 従来どおり、引落としを希望する場合は、窓口へお申出ください。 公共料金等の引落とし口座の変更手続きをお願いいたします。
振込入金	振込入金につきましては、振込手続きした先方銀行経由で振込依頼人さまに対応(入金・資金返却)について確認し、お取扱いいたします。 家賃など継続的な振込入金がある場合は、入金指定口座の変更手続きをお願いいたします。
インターネットバンキング取引	利用規定に基づき、解約手続きを取らせていただきます。

\*上記以外のお取引(当座勘定や貸金庫取引など)につきましては、窓口へお問い合わせください。

### 4. 残高証明書等の発行

亡くなられた方の「残高証明書」や「預金取引明細」が必要な場合は、店頭窓口へお申し出ください。ただし、当金庫の事情により発行に応じられない場合もございます。

(1) 発行依頼人

相続人、相続人の代理人、遺言執行者、相続財産管理人のうち、いずれかお一人の依頼により発行いたします。

(2) 必要書類

- ① 被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本、死亡届等  
※相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本等
- ② 相続人代理人、遺言執行者、相続財産管理人であることがわかる書類  
（委任状、遺言書、遺言執行者選任の審判書、相続財産管理人の審判書など）
- ③ 発行依頼人の印鑑証明書、実印
- ④ 「残高証明書」「個人情報開示依頼書」（店頭窓口で交付いたします）

- (注) 1. ご預金等が複数の店舗にある場合は、その店舗分の発行が必要となります。  
2. 融資取引・投資信託・国債・外貨預金取引については、預金取引とは別途証明書発行が必要となります。

(3) 発行手数料

所定の発行手数料をいただきます。

(4) その他

即日発行できない場合もございます。ご了承ください。

5. 相続形態について

相続の形態がどのケースに該当するかご確認ください。

大区分	小区分	区分
遺言なし	分割協議書なし・共同相続・承継者お一人	A
	遺産分割協議書を作成	B
遺言あり	自筆証書遺言	C
	公正証書遺言	D
その他	家庭裁判所調停	E
	家庭裁判所審判	F
	相続財産管理人による手続	G

6. 必要書類について

「お客さまにご提出いただく書類一覧表」記載の書類をご準備いただきます。

ご提出書類に不備がある場合、お手続きできない場合がありますので、一覧表をご確認ください。

なお、相続預金等のお受取りにつきましては、関係書類の提出から何営業日か必要となる場合もございますので、何卒ご了承ください。

## お客さまにご提出いただく書類一覧表

相続手続きについて、次の一覧表の「○」印の書類(原本)をご提出をお願いいたします。  
 なお、現時点で確定していない場合は、後日ご案内させていただきます。  
 また、ご提出いただいた書類の原本は、ご返却が可能ですので、ご相談下さい。

### (1) お客さまにご準備いただく書類

	法定相続情報証明書(法務局発行) ※下記戸籍謄本の提出は不要
	死亡届、死亡証明書等、除籍謄本 ※被相続人の死亡事実がわかるもの
	戸籍(除籍)謄本 ※被相続人の出生から死亡まで連続して確認できるもの
	戸籍(除籍)謄本 ※被相続人両親の出生から死亡まで連続して確認できるもの
	相続人の戸籍謄(抄)本 【上記書類で相続人であることが確認できない場合】
	印鑑証明書(法定相続人全員 ・ 遺言執行者)
	印鑑証明書(口受遺者・口承継者・口相続財産管理人・口( ))
	被相続人の通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫鍵など
	相続放棄申述受理証明書(相続放棄された方)

A B	遺言執行者選任に関する審判書謄本(または遺言執行者選任証明書)
B	遺産分割協議書
C	自筆証書遺言書 ※家庭裁判所の検認あるもの
D	公正証書遺言謄本(または正本)
E	調停調書謄本
F	審判書謄本(または正本)、確定証明書
G	相続財産管理人選任に関する審判書謄本

### (2) 当金庫で用意している書類(記入していただきご提出いただきます)

	相続届(上記(1)の書類ご提出後にご案内いたします。)
	相続人関係図
	受領書(お振込みにてお受取りの場合は不要です。)
	印鑑票(名義変更をする場合)
	特定口座開設者死亡届出書(投資信託取引がある場合)
	貸金庫関係書類一式(解約依頼書・内容物受取書・委任状など)

## ◎戸籍謄本・除籍謄本について

相続手続きでは、すべての相続人を確認する必要から戸籍謄本（除籍）をご提出いただけます。

(注) **戸籍謄本**とは、戸籍に記載されている全員の身分事項を証明するものです。

**除籍謄本**とは、結婚・離婚・死亡などによる除籍、あるいは転籍（本籍地の変更）や改製による新戸籍作成によって戸籍から抜けたことを照明する**戸籍謄本**です。

(注)「謄本」→1つの戸籍に記載のある全員の事項を写したもの

「抄本」→1つの戸籍に記載のある一部の事項を写したもの

戸籍謄本は法律改正により、書式（型）が変わっています。

現在発行されているのは次の5種類で、新書式移行後の戸籍を**改製原戸籍**といます。

- ① 明治19年式（明治 19.10.16～）
- ② 明治31年式（明治 31.7.16～）
- ③ 大正4年式（大正 4.1.1～）
- ④ 昭和23年式（昭和 23.1.1～）
- ⑤ 平成6年式（平成 6.12.1～） ※名称は「全部事項証明書」

新たな戸籍謄本作成時には、それ以前の結婚・離婚の記述、除籍した子供たちについては記入されないため、改製原戸籍の提出が必要になります。

出生から死亡までの間に戸籍が変わる主な事例は次のようなケースです。

- ・結婚、離婚、養子縁組、転籍（本籍地が変更）した場合
- ・上記法律改正で新戸籍が作成された場合
- ・家督相続等で戸主が代わった場合（昭和23年式より前の戸籍）

## ◎戸籍謄本の取得方法

請求者	戸籍筆頭者・その配偶者または子供および相続人調査の必要がある場合、請求することができます。
申請場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 本籍地のある市役所、町村役場に申請。</li> <li>② 本籍地が複数の市町村に転籍している場合は、各市町村役場へ申請が必要となります。</li> </ol> <p>※担当の方へ「相続手続きの為、被相続人が生まれてから死亡までの連続した戸籍謄本（改製原戸籍）を発行してください。」と依頼下さい。</p> <p>※取得方法の詳細については、各市役所、町村役場へお問い合わせください。</p>
郵送による申請方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>①被相続人の氏名、本籍地（地名・番地）、申請者（被相続人との続柄）、相続のために取得する旨を明記します。</li> <li>②返信用封筒、取得手数料（郵便局で郵便小為替を購入）を同封して本籍地の市役所、町村役場へ送付します。</li> </ol>

## ◎遺産分割協議・遺産分割協議書について

遺産分割協議は、共同相続人間で相続財産を具体的に誰に取得させるのかを協議することを行い、共同相続人間で遺産分割協議が成立した場合に、それを文書として作成した書面を「遺産分割協議書」といいます。

相続財産および相続人を記載し、相続人全員の連署により構成されております。遺言書のように法律で方式が定められてはいません。

### ●協議書作成上のご留意

- ① 預金等が相続財産に含まれていますか。
- ② 預金等を受取る相続人が特定されていますか。
- ③ 協議書作成後に新たな相続財産が見つかった場合の処理が明確になっていますか。
- ④ 相続人全員が署名（自署）・押印（実印）し、全員の印鑑証明書が添付されていますか。
- ⑤ 複数枚にわたる場合は相続人全員の実印の割印がありますか。
- ⑥ 訂正箇所には訂正印の押印がありますか。
- ⑦ 作成日の記入がありますか。
- ⑧ 上記内容を充足した遺産分割協議書を相続人の人数分作成され、各自1通ずつ保管されていますか。

### ●遺産分割協議書を提出いただいた場合の相続手続

遺産分割協議書上に記載がある相続人の方に、「相続届」へ署名（自署）・押印（実印）を頂くことで相続手続をすることができます。

## ◎遺言執行者

遺言者は、遺言で1名または複数名の遺言執行者を指定することができます。また、遺言執行者がいないとき、利害関係人の請求により家庭裁判所が遺言執行者を選任することができます。

### ●遺言執行者の職務権限

相続財産について遺言執行者の権限は大きく、遺言執行者を無視して相続行為はできません。遺言書による相続では、遺言執行者の有無が重要なポイントになります。

（その他参考事項）

- ① 遺言執行者が指定されているときは、相続預金は一般に遺言執行者に支払われます。
- ② 遺言執行者は、相続人の代理人とみなされます。（民法1015条）
- ③ 遺言執行者がある場合は、相続人は相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為はできません。（民法1013条）
- ④ 遺言執行者がある場合は、相続人が相続財産についてした処分行為は無効となります。（大審院判決S5.6.16）
- ⑤ 数人の遺言執行者がある場合は、過半数でこれを決めます。ただし、遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従います。

## ◎遺言書について

遺言には、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」等があり、それぞれ「遺言執行者がいる場合」と「遺言執行者がいない場合」があります。

### 1. 自筆証書遺言の要点

- ・家庭裁判所の検認が必要です。「検認証明書」を一緒にご提出をお願いします。

(注) 検認とは、自筆証書遺言の状態などを調査・確認し、偽造・変造を防ぎ、その保存を確実にするために行われる検証手続きのことです。検認は遺言の形式を検査するにすぎず、内容には触れません。検認した遺言書がすべて有効となるわけではない点に注意が必要です。

(その他参考事項)

- ・遺言内容(全文・日付・氏名)はすべて自筆であることが必要で、機械文字は無効です。
- ・印鑑は実印である必要はなく、認印や拇印でも有効です。
- ・遺言者は被相続人1名であることが必要で、連名遺言は無効です。
- ・遺言作成日が記入されており、その日付は特定できる日であることが必要(吉日等の表記は無効)です。
- ・いつでも書き直しができ、秘密を保持できる利点がありますが、日付や訂正印がないなど書式に誤りがあると、無効になる懸念があります。

#### ●【遺言執行者が指定または選任されている場合の相続手続】

遺言執行者、受遺者、および法定相続人全員の方に「相続届」へ署名・押印(実印)をしていただきます。ただし、次の場合は遺言執行者のみの署名・押印でお手続きが可能です。

- ① 遺言書中に「預金等の名義書換、解約等の払戻権限を遺言執行者に付与する」旨の文言がある場合
- ② 遺言執行者が受遺者以外の場合
- ③ 遺言執行者の方が家庭裁判所で選任された場合

#### ●【遺言執行者が指定されていない場合の相続手続】

遺言書に相続財産と受遺者の記載がある場合でも、「相続届」は相続人全員の署名・押印が必要になります。

### 2. 公正証書遺言の要点

- ・家庭裁判所の検認は不要です。
- ・原本、正本、謄本が作成され、原本は公証人役場で保管するので、紛失・偽造・隠匿などのおそれがありません。正本と謄本は遺言者に公布されます。公証人の署名・捺印は、いずれにもあるが、遺言者や証人の捺印は原本のみであり、正本、謄本には捺印のあることを記したゴム印が押印されています。

(その他参考事項)

- ・公証人が公証人役場で作成。2名の証人立会のもとで、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者および承認に読み聞かせます。筆記の正確なことを承認後、遺言者、証人、公証人がこれに署名・捺印します。
- ・公証人が作成する遺言書で、信頼性が高いという利点がありますが、作成には手数料がかかります。

●【遺言執行者が指定または選任されている場合の相続手続】

遺言執行者の方のみの「相続届」へ署名（自署）・押印（実印）でお手続きが可能です。

●【遺言執行者が指定されていない場合の相続手続】

遺言書に相続財産と受遺者の記載がある場合でも、「相続届」は相続人全員の署名（自署）・押印（実印）が必要になります。ただし、次の条件①②③をすべて満たす場合には、受遺者の方の署名・押印だけでお手続きが可能です。

《条件》

- ① 遺言書が公正証書遺言
- ② 遺言書上で相続手続対象となる被相続人の財産の内容が特定できる
  - ・「コザ信用金庫の預金（〇〇支店、〇〇預金、口座番号〇〇〇〇、残高〇〇〇円）」等
  - ・「コザ信用金庫に預けている債権（銘柄名〇〇、額面〇〇〇〇円）」等
  - ・「全財産」、「すべての財産」等、相続財産を包括的に表現している場合
- ③ 遺言書上で上記相続財産を特定の受遺者にのみ相続させる内容となっている
  - ・「(すべての預金を) 〇〇〇〇 (受遺者名) に相続させる・遺贈する」等